

平成22年12月

関係企業 各位

防衛大臣  
北澤俊美

### 防衛省離職者の採用自粛等の要請について

今般、航空自衛隊第1補給処（以下「第1補給処」という。）が発注するオフィス家具等の調達に関して、製造業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為をしたとして、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けました。

また、第1補給処の職員の行為について、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第2項に規定する改善措置を講ずることを求められました。

このような不祥事が発生したことは、厳正かつ公正な職務遂行が求められる防衛行政を担う組織としては、決してあってはならないことであり、国民の皆様の信頼を著しく損ねることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

防衛省では、「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会」を設置し、平成22年12月14日に、同事案の改善措置等を含む「航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書」を公表したところです。

防衛省としては、公表された報告書に基づき、下記のとおり、防衛省離職者の採用の自粛等について、要請させていただくことといたしました。

各企業におかれましては、この趣旨を御理解の上、下記の要請に御協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

- 1 今般の談合事案に関連した企業（談合事案に係るオフィス家具等関連事業者11社をいう。）については、今後10年間、防衛省職員の採用を全面的に自粛（既に離職している元防衛省職員を含む。）。
- 2 第1補給処と契約関係にある企業については、離職前5年間に、第1補給処の調達・契約業務に関与していた航空自衛隊補給本部及び第1補給処の課長相当職以上（3等空佐及び行政職(一)6級以上の者が充てられる課長職以上及び相当職）の職に補職されていた者であって、離職後10年を経過していない者の採用を自粛（既に離職している元防衛省職員を含む。）。
- 3 今般の談合事案に関連した企業に既に再就職している元防衛省職員による防衛省・自衛隊に対する営業行為等を自粛。  
また、今後、防衛省職員が関わる入札談合に関与した企業に対しても、上記と同様に自粛。

[問合せ先] 防衛省人事教育局人事計画・補任課  
TEL 03-3268-3111 内線20666